

## 広島県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

山県郡安芸太田町大字上筒賀字堂ノ原九八一の四、九九三の四、字三谷一〇七〇の二から一〇七〇の四まで、一〇七二の五

### 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）